

立命館大学はハラスメントを許しません ハラスメントからあなたを守ります

立命館大学は、すべての学生と教職員が個人として尊重され、いきいきと学び、教育研究をし、安全で快適に活動できるコミュニティを創りだすことが、学生の学びと成長のために、また大学が社会的使命を果たすために重要であると考えています。

立命館大学では、「ハラスメント防止に関する規程」および「ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定し、これまで立命館大学が取り組んできた人権尊重の立場を一層明確にするとともに「いかなるハラスメントも容認しない」取り組みをすすめています。

■ ハラスメントとは

立命館大学では、「教職員が他の教職員、学生もしくは関係者に不利益や不快を与える人権侵害の言動」または、「学生もしくは関係者が、学生もしくは教職員に不利益や不快を与える人権侵害の言動」をハラスメントといいます。

「セクシュアル・ハラスメント」とは

相手の意に反し、相手に不利益や不快を与える性的な人権侵害の言動のことです。

「アカデミック・ハラスメント」とは

性的な言動を含まないとしても、教育研究上の力関係・上下関係または優越的な地位を利用して、相手の教育研究上、または修学上の利益や権利を侵害する言動のことです。

「パワー・ハラスメント」とは

職務上もしくはその他の地位、人間関係などの優位性を利用して、適正な範囲を超えて指導や注意を行うことにより、精神的・身体的苦痛を与え、相手の就労上もしくはその他の利益や権利、人格、尊厳を侵害する言動または職場やその他の環境を悪化させる言動のことです。

学生同士の課外活動の場などにおいても地位や優位性を背景にしておこなわれる行為はパワー・ハラスメントとみなされます。

■ ハラスメントを受けたと感じたら

立命館大学では、ハラスメントに関する相談に対応するために、各キャンパスに、ハラスメント相談員を配置しています。どうしたらよいかわからず困っているとき、自分で解決することが困難なときは、相談員にご相談ください。解決に向けて、親身になってサポートします。

ハラスメントの相談については、新入生配布物または各窓口で配布している「ハラスメント相談のてびき」を、ハラスメント相談員の一覧は、立命館大学ハラスメント防止委員会のホームページを参照してください。

または、立命館大学 HP の大学トップページ →「学生生活・就職」→「ハラスメントの相談」と検索してください。

URL <http://www.ritsumei.ac.jp/mng/gl/jinji/harass/index.html>

